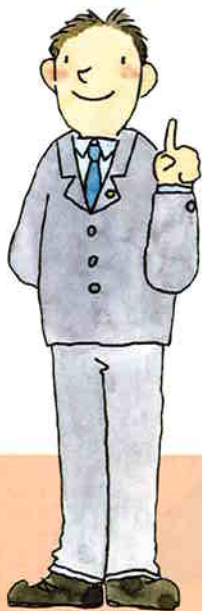




登記は
わからない!
面倒だ!

相続?
住宅?
会社?



司法書士が
相談を受け、
手続きをします。

新不動産登記法が施行され
大きく制度が変わりました!

平成17年3月7日より、新不
動産登記法が施行されました。
平成16年の商業・法人登記
のオンライン申請制度が導入
されたことに続き、不動産登記
もオンラインを利用した申請が
できるようになり、これにより登
記制度が大きく変わりました。

こんなとき登記が必要です



住 宅ローンを
組んだときから
完済するまで



不 動産の
相続をするとき
贈与をするとき

会 社を設立してから
役員変更などの様々な場面で



住 宅の売買を
するとき

登記のスペシャリスト、 司法書士におまかせください。

※新不動産登記法では、指定された法務局にはオンラインによる登記申請も可能になりました。
ますます進化する登記制度。これからも「登記」のことは司法書士におまかせください。

